

新しいタイプの商標と一商標一出願の原則について

1. 新商標WGにおける検討の方向性

新しいタイプの商標の導入に伴い、タイプの異なる標章が結合することで、多様な商標の出願が想定されることから、一商標一出願の概念が不明確なものとならないように対応することが適切と考えられる。

2. 現行制度

商標法第 6 条第 1 項の規定によれば、商標登録出願は商標ごとにしなければならない（一商標一出願の原則）。商標が複数かどうかは「商標が取引の過程においていかに使用され、いかに判断されるかを標準として判断すべきもの」¹とされる。商標を構成する文字・図形の結合等から数個の称呼・観念が生じ、種々の要素を含むものであっても、それが取引上 1 個のまとまった標識として需要者に一体的に認識されるものと判断し得る限りは、1 個の商標とすることができる²。審査の運用上は、複数の商品名を上下二段に併記することや、同一の称呼の文字を漢字、ローマ字、仮名などと併記することも認めている³。

当該要件は拒絶事由ではあるが、異議又は無効事由ではないことから、第三者は当該要件違反を理由として直接争うことはできない。ただし、実際に使用する商標が登録商標と実質的に同一の範囲内になれば、不使用取消審判において第三者からの請求により取り消されることになる。

3. 諸外国の制度

一商標一出願の原則は必ずしも各国で統一的に確立されたものではないが、濫用的な出願がなされないような枠組みをそれぞれ各国は有している。

例えば、ホログラムに関して、米国においてはトレーディングカードに使用される種々の形状を映すホログラムについて複数の商標を含むものとして拒絶した事例があり⁴、通常は二以上の表示面を有するホログラムは、複数の

¹ 網野誠「商標 第 6 版」（有斐閣、平成 14 年）676 頁

² 網野・前掲 676、677 頁

³ 侵害訴訟において問題が複雑化する懸念からこのような運用は問題とする指摘もある（小野昌延・三山峻司「新・商標法概説」（青林書院、2009）417 頁）が、支持する見解もある（網野・前掲 677 頁）。

⁴ *In re Upper Deck Co.*, 59 USPQ2d. 1688 (TTAB 2001).

商標が含まれているとして拒絶されることになる⁵。欧州共同体商標及びドイツでは複数の表示面を含むホログラムは「写実的な表現」の要件を満たさないと考えられているようである⁶。ただし、英国においてはそのようなホログラムの登録は認められる⁷。

4. 検討

社会通念において取引上一つの商標として使用・認識される新しいタイプの商標やそれらの組合せは一商標一出願の原則を満たすものと考えられるが、複数の商標を特定したものと認識される商標や権利範囲を漠然と特定することからその範囲が不明確な商標は、一商標一出願の原則に基づき拒絶されるべきと考えられる。

なお、本要件は商標の特定方法と密接に関連するものであり、特定方法を検討する際にも改めて検討することになる。

(1) 動きの商標

動きの商標は、視覚的に認識できる図形等が時間によって変化して見える商標(例えばテレビやコンピュータ画面等に映し出される動く平面商標や動く立体商標等)をいい、現行の「標章」の形状等が変化するものとされる。

動く平面商標としては、文字や図形などがテレビやコンピュータ画面上で映像として動く商標が考えられる。動きの商標が標章の形状等が変化するものなのであれば、表示される標章に連続性や内容の関連性等が必要であり、このようなものを通じて、明らかに複数の商標と認識するような場合も考えられるのではないか。例えば複数の映像や画像を単に繋ぎ合わせてなるものや、映像の後に画面を切り替えて社名等を表示するものは、複数の商標からなるものということができないか。

(2) ホログラムの商標

ホログラムの商標は、ホログラムに映し出される図形等が見る角度によって変化して見える商標であり、「標章」の形状等が変化するものとされる。ホログラムとは、物体にレーザー光などにより干渉パターンを記録したもので、

⁵ Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) 6th Ed., 米国特許商標庁, 1202.14

⁶ 「新しいタイプの商標に関する調査研究報告書」(平成20年3月 財団法人知的財産研究所)

⁷ Manual of Trade Mark Practice, 英国知的財産庁, The Examination Guide, Practice (In alphabetical order), Unconventional Trade Marks 5.2

立体的に見えるように記録されたものをいう⁸。この技術を用いることで、立体的に描写される商標、光の反射により輝いて見える商標、角度により別の画像が見える商標などをフィルム上に描くことができる。

図形等の装飾目的でホログラムが施されているときは、従来の商標に多次元の模様が施されたものと解することができ、特段の事情のない限り、全体として一つの商標であると解することができるのではないか。

ホログラムが平面上に複数の表示面を与えるために使用されているときは、ホログラム技術を用いることで、複数の商標を単一のフィルム上に表現できるようになったものと解することができる。それぞれの表示面に表現された商標だけに着目すれば複数の標章が表示されているが、ここで特定されたホログラムの商標は複数の表示面を有する単一の客体として用いられることを前提としていることからすれば、特段の事情のない限り、全体として一つの商標を構成していると捉えることが適切ではないか。

（３）輪郭のない色彩の商標

輪郭のない色彩の商標とは、図形等と色彩が結合したものではなく、色彩のみからなる商標である。輪郭のない色彩の商標は、複数の色彩を組み合わせたものと、単一の色彩によるものがあるとされる。

輪郭のない色彩については、複数の色彩の組合せからなるものであっても、一つの商標からなるものと考えられるのではないか。

（４）位置商標

位置商標は、図形等の標章とその付される位置によって構成されるものであり、商標の定義との関連では特段の手当をせず（商品等に付す図形や色彩等は現行の標章の概念に含まれるため）、現行の商標の定義規定が適用される。

標章が付される対象の中に複数の客体が特定されている場合は、一出願の中で複数の要素が特定されているものの、位置商標ではそれら全てを同時に使用することが取引上前提とされていることからすれば、特段の事情のない限り、全体として一つの商標を構成しているといえるのではないか。

（５）音の商標

音の商標は、音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚によって認

⁸ 新村出編「広辞苑第6版」（岩波書店 2008）、大島邦夫・堀本勝久「最新パソコン用語辞典」（技術評論社）

識されるものであり、音は標章の定義に新たに含まれるようになる。

音は物の響きや人・鳥獣の声であり、物体の振動が空気の振動として伝わって起こす聴覚の内容⁹である。音の商標に共通するのは空気の振動であり、聴覚から認識されることにあるが、人の認識としては音楽、音声、自然音等として認識されるという違いがある。このような感覚及び経験則を通じて需要者が明らかに複数の商標と認識する場合も考えられる。例えば複数の音楽が同時に演奏されているものや複数の音楽を単純に繋ぎ合わせたものなどは複数の商標からなるものということができるのではないか。

(6) 異なるタイプの商標の組合せ

新しいタイプの商標の導入に伴い、異なるタイプの標章が結合することで、多様な商標の出願が想定されている。新しいタイプの商標は商標の特定を商標見本以外の要素（商標の説明文、電子ファイル（動画、音声）、位置に関する事項など）を用いることから、相互に組合せができない場合も考えられる。

しかし、そのような特定方法の論点は別にしても、新しいタイプの商標の性質や特性によっては、組み合わせたとしても全体として一つの商標を特定したものとはいえないものがあるのではないか。

①音の商標と他のタイプの商標の組合せ

音の商標は、視覚ではなく聴覚で認識されること及び時間的要素を有することに大きな特徴がある。そのため同様に時間的要素を有する動きの商標との親和性は高く、動きを通じた視覚的要素と組み合わせて使用されることが考えられる。他方、音の商標が動きの商標を介さずに視覚的要素よりなる商標と組み合わせられることは、全体として同時に一つの客体（商標）として使用されることは想定し難く、複数の商標よりなるものと考えられないか。

また、音の商標とホログラムの商標又は文字、図形、立体的形状のみからなる商標は、同時に一つの客体として使用されることが想定し難いことから、全体として一つの商標とはいえないのではないか。

②輪郭のない色彩と他のタイプの商標の組合せ

輪郭のない色彩の商標は、文字、図形等の輪郭を排した色彩のみからなる商標を保護できるようにするものである。現行法においては、文字、図形等

⁹ 新村・前掲

と色彩を組み合わせた商標の保護は可能である。

しかし、輪郭のない色彩の保護制度は、そもそも文字、図形等の要素を排した上で、色彩を保護するものであるから、文字、図形等と輪郭のない色彩の組合せは認められないのではないか。